

【再評価】

番号	事業区分	事業名	事業概要	事業採択年度	事業費 〔億円〕 上:全体 下:R1末まで (進捗率)	前回評価年度	再評価 該当要件	〔※1〕前回評価時からの 費用対効果分析の要因の変化				〔※2〕 前回 B/C 分析 を省 略	事業進 捗等 の 大 き な 変 更 の 有 無	対 応 方 針 (原 案)	備 考		
								A	B	C							
										1	2					3	4
1	道路	一般国道9号 出雲・湖陵道路	一般国道9号は、京都府京都市から山口県下関市までを結ぶ延長約730kmの主要幹線道路である。 出雲・湖陵道路は、緊急時の代替路線の確保、現道の隘路区間の解消、観光・医療・物流活動の支援、地域間広域交流の促進及び地域活性化を図ることを目的とした延長4.4kmの自動車専用道路である。	H20	273 (64%)	H28再	再評価を実施する必要が生じた事業			■		■	■		有	継続	
2	道路	一般国道9号 湖陵・多伎道路	一般国道9号は、京都府京都市から山口県下関市までを結ぶ延長約730kmの主要幹線道路である。 湖陵・多伎道路は、緊急時の代替路線の確保、現道の隘路区間の解消、観光・医療・物流活動の支援、地域間広域交流の促進及び地域活性化を図ることを目的とした延長4.5kmの自動車専用道路である。	H24	229 (59%)	H28再	再評価を実施する必要が生じた事業			■		■	■	■	有	継続	
3	道路	一般国道9号 大田・静間道路	一般国道9号は、京都府京都市から山口県下関市までを結ぶ延長約730kmの主要幹線道路である。 大田・静間道路は、緊急時の代替路線の確保、現道の隘路区間の解消、観光・医療・物流活動の支援、地域間広域交流の促進及び地域活性化を図ることを目的とした延長5.0kmの自動車専用道路である。	H24	300 (44%)	H28再	再評価を実施する必要が生じた事業			■		■	■	■	有	継続	
4	道路	一般国道9号 静間・仁摩道路	一般国道9号は、京都府京都市から山口県下関市までを結ぶ延長約730kmの主要幹線道路である。 静間・仁摩道路は、緊急時の代替路線の確保、現道の隘路区間の解消、観光・医療・物流活動の支援、地域間広域交流の促進及び地域活性化を図ることを目的とした延長7.9kmの自動車専用道路である。	H20	404 (69%)	H28再	再評価を実施する必要が生じた事業			■		■	■		有	継続	
5	海岸	広島港海岸直轄海岸保全施設整備事業	広島市付近の沿岸域は、地形的に南向きで概して地盤高も低いことから、高潮の被害を度々被っている。また、太田川デルタ地域に発達した市街地は、埋立により発展してきた歴史を持ち、地震に対して脆弱な地域である。 本事業は、高潮による浸水被害や、大規模地震後の津波による被害の軽減を図るため、護岸や堤防等の整備を行うものである	H17	231 (78%)	H29再	再評価を実施する必要が生じた事業					■	■		有	継続	

【事業進捗等に大きな変更がある事業】となる選定要因(判定フローに該当のチェック)
判定フローで、「NO」と判定された項目がある場合に「事業進捗等に大きな変更がある事業」となる。(※「NO」と判定された項目に「■」を記載)

※1:「前回評価時からの費用対効果分析の要因の変化 等」判定基準

- A. 事業目的に変更がない。
- B. 社会経済情勢の変化がない。(例:地元情勢等の変化がない。)
- C. 前回評価時において実施した費用便益分析に関する要因に変更がない。
 - 1. 費用便益分析マニュアルの変更がない。[例:B/C算定方法に変更がない。]
 - 2. 需要量等の変化がない。[需要量等の減少が10%以下]
 - 3. 事業費の変化[事業費の増加が10%以下]
 - 4. 事業展開の変化[事業期間の延長が10%以下]

※2:前回費用対効果分析を実施している。

令和元年度 第1回 事業評価監視委員会 対象事業位置図

- | | |
|--------|---------|
| いずも | こりよう |
| 一般国道9号 | 出雲・湖陵道路 |
| こりよう | たき |
| 一般国道9号 | 湖陵・多伎道路 |
| おおだ | しずま |
| 一般国道9号 | 大田・静間道路 |
| しずま | にま |
| 一般国道9号 | 静間・仁摩道路 |

